

令和3年9月6日

保護者 様

田原市教育委員会

タブレット端末の貸与に関する同意書について

日頃から本市の教育活動にご支援を賜り、感謝申し上げます。

田原市では、小中学校のすべての児童生徒にタブレット端末及び付属品を貸与する事業が始まっています。これは、個に応じた学習指導の充実や非常時のオンライン授業を可能とすることを目的とした国のGIGAスクール構想に沿った事業です。

タブレット端末の貸与に関して、保護者の皆様には以下の点についてご理解とご対応をお願いするとともに、別紙同意書に必要事項を記入のうえ、学校に提出をお願いします。

次のことを学校でも指導しますので、ご家庭でもご協力ください。

1 利用における注意事項

- (1) 「タブレットを活用するために」を守り、大切に使います。
- (2) 指示のないファイルのダウンロードや、ソフトのインストールをしません。
- (3) タブレットを使ってSNSへの書き込み、写真・動画の配信をしません。
- (4) インターネットで不適切なサイトの閲覧や投稿を行いません。

2 故障等の対応について

- (1) 故障・破損があった際は、速やかに学校に連絡します。
- (2) 亡失・盗難があった際は、速やかに学校に連絡するとともに、警察に届出します。
- (3) 登下校中や家庭での破損等による修理・交換等の費用は、保護者が負担します。
- (4) 故意・重過失による破損等での修理・交換等の費用は、保護者が負担します。

※学校注…破損の状況、原因によっては保険の適用外となることが予想されます。学校でも取り扱いについては指導していきますが、ご家庭でもお声かけください。よろしくお願いいたします。

3 その他

- (1) 学校外での通信等にかかる費用については、保護者が負担します。
- (2) 貸与品の取扱いについては、学校の指示に従います。

問い合わせ先

田原市教育委員会 学校教育課 情報教育担当

電話 0531-23-3679